

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
(当たる翌日は、
が休日には、
の翌日)

目

次

◇告示 保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積
(森林保全課)

平成六年二月一日

鳥取県知事 西尾邑 次

鳥取県告示第八十三号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、保安林の平成六年度における皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

		同一の単位とされる保安林の所在場所		指定目的 (ヘクタール)	皆伐面積の限度
単位区域名	所 在 場 所				
鳥取地区	八頭郡(河原町及び郡家町を除く。)	八頭地区	八頭郡(河原町、岩美郡、気高郡及び郡家町に限る。)	一・三三三・五一	五九一・九六
倉吉地区	倉吉市及び東伯郡	米子地区	米子市、西伯郡及び日野郡(溝口町及び江府町に限る。)	四〇二・三六	
日野地区	日野郡(日野町及び日南町に限る。)	日野地区	日野郡(日野町及び日南町に限る。)	九〇四・八六	
倉吉	倉吉市	米子	米子市	三四・三〇	
鳥取	鳥取市	倉吉	倉吉市	二二一・〇〇	
鳥取	鳥取市	米子	米子市	三・〇三	
國府	岩美郡国府町	岩美	岩美郡岩美町	五二・四四	
福部	岩美郡福部村	福部	岩美郡福部村	〇・一五	
郡家	八頭郡郡家町	郡家	八頭郡郡家町	六・八二	
船岡	八頭郡船岡町	船岡	八頭郡船岡町	一・〇〇	
八東	八頭郡八東町	八東	八頭郡八東町	二・四四	

若桜	八頭郡若桜町	七・三八
河原	八頭郡河原町	五・五五
用瀬	八頭郡用瀬町	七・三八
佐治	八頭郡佐治村	○・七〇
智頭	八頭郡智頭町	七・一九
氣高	氣高郡氣高町	○・六五
鹿野	氣高郡鹿野町	四二・四五
青谷	氣高郡青谷町	四・七五
東郷	東伯郡東郷町	二三・五六
三朝	東伯郡三朝町	二五・〇一
閔金	東伯郡閔金町	八・四四
北条	東伯郡北条町	〇・〇七
東伯	東伯郡東伯町	二九・〇八
赤穂	東伯郡赤穂町	〇・六一
中山	西伯郡中山町	〇・七六
大山	西伯郡大山町	九・五〇

千 寄の防 備	日南	日野	溝口	西伯	岸本	淀江
	日野郡日南町	日野郡日野町	日野郡溝口町	西伯郡西伯町	西伯郡岸本町	西伯郡淀江町
高路	鳥取市高路	一・八九	二・一〇	三・〇七	○・七七	○・一二
志津	倉吉市志津	六・六九	二・二三	三・一六		
栗尾	倉吉市栗尾	○・一五	二・五九			
大原	倉吉市大原	〇・九一	三・〇七			
長谷	岩美郡岩美町大字長谷	〇・三四	一・一〇			
喜才谷山	八頭郡船岡町大字殿宇喜才谷	二・〇八	一・一〇			
明見谷東平	八頭郡船岡町大字殿宇明見谷	○・二〇	一・一〇			
池ノ内下平	八頭郡船岡町大字水口字池ノ内下平	○・四八	一・一〇			

健公衆の保												
西部地区	中部地区	東部地区	大谷奥	法勝寺	本宮	孝靈山	杉地	金屋	楓下	大谷	水谷	赤波
米子市、 日野郡、 倉吉市及び東伯郡	境港市、 西伯郡及び	鳥取市、 氣高郡、 岩美郡、 八頭郡及び	奥西伯郡西伯町大字伐株字大谷	西伯郡西伯町大字法勝寺	西伯郡淀江町大字本宮	西伯郡大山町宮内、 門野及び長田字孝靈山、赤	東伯郡東伯町大字杉地	東伯郡東伯町大字金屋	東伯郡東伯町大字楓下	東伯郡大栄町大字大谷	氣高郡鹿野町大字水谷	八頭郡用瀬町大字赤波
三・七四	一七・三二	三八・六四	○・〇四	○・二二	○・五四	七・二一	○・三六	○・三四	○・五五	○・七四	○・五六	○・七八